

所有者調査に行き詰った空き家の所有者調査を 小樽市がお手伝いいたします！

このたび、小樽市と公益社団法人北海道宅地建物取引業協会小樽支部及び公益社団法人全日本不動産協会北海道本部の間で「小樽市の空家等の利活用推進に係る協定」が締結され、市内の空き家の利活用について連携・協力して推進することになりました。

会員の皆さまの中には、空き家の売買や賃貸等を希望するお客様がいても、空き家の登記情報等が古く、所有者調査に行き詰まり、話しが進まなかったという経験はありませんか？

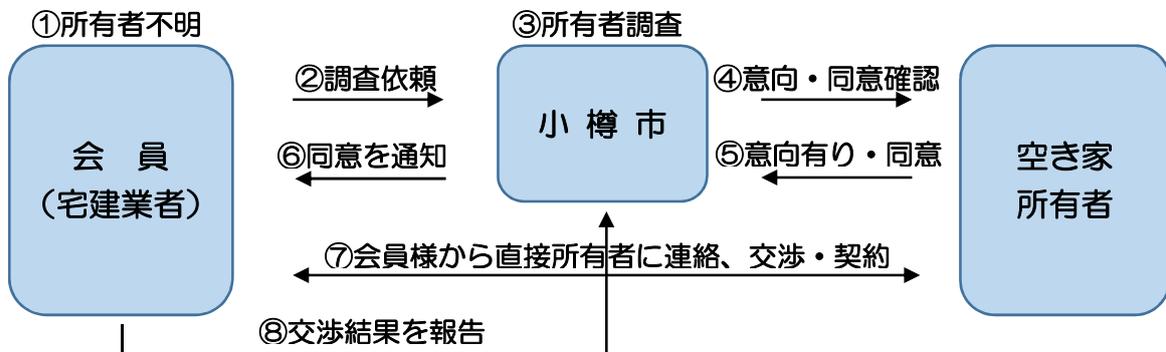
そういう場合に、市に依頼することで、市が所有者調査を行い、所有者との接触を試みることを行います。

市からの接触に対し、所有者が売買や賃貸の意思が有り、会員様への橋渡しに同意いただいた場合には、所有者とお繋ぎいたします。

このことにより、1件でも多くの空き家が流通・活用されれば、市内の危険な空き家の増加を抑制することに繋がります。

所有者調査に行き詰った時は、小樽市に依頼してください！

■橋渡しまでの流れ



■対象要件

- ・小樽市内にある使用されていない空き家であること
- ・会員様が所有者調査をしても所有者の所在が不明で、接触できない空き家であること

■留意事項

- ・所有者調査に時間を要する場合や所有者が判明しない場合があります。
- ・所有者が判明した場合でも、所有者の同意がない場合は所有者情報をお伝えすることはできません。

■問い合わせ・申請先

担当：小樽市建設部建築指導課空き家対策担当 中川・阿部

所在地：〒047-0024 小樽市花園5-10-1 電話：32-4111（内線7430）